

第3期横浜市こどもの貧困対策に関する計画策定支援業務委託 提案書評価基準

1 基本的な評価事項

受託候補者の特定にあたっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用し、評価点の最も高い提案者を受託候補者とします。

2 評価点

提案書の内容及びヒアリングの内容を合せて評価し、評価点を与えます。評価委員1人あたりの評価点の満点は156点とします。

3 評価点の最も高い者が2者以上あるときの対応

評価委員の投票で多数決により当該同点者の順位を決定します。票数が同数の場合には委員長の判断により決定します。

4 評価委員会を欠席した評価委員の評価点の取り扱い

評価委員が評価委員会を欠席した場合、その評価委員会の評価点は無効とします。

5 評価方法

- (1) 評価項目、評価の着目点及び配点の詳細については、【表】プロポーザル評価表のとおりです。
- (2) 各評価項目について、A、B、Cの3段階評価を行います。評価はA=5点、B=3点、C=0点とし、各項目の掛率を乗じた点数とします。

【例：掛率が2の場合】

評価がAであれば評価点は 5点×2=10点

評価がBであれば評価点は 3点×2=6点

評価がCであれば評価点は 0点×2=0点

- (3) 加算項目の「ワーク・ライフ・バランスに関する取組、障害者雇用に関する取組、健康経営に関する取組」の各評価項目については、A、Bの2段階評価を行います。評価は、A=1点、B=0点とします。
- (4) 全ての評価項目を絶対評価により採点します。
- (5) 評価委員1人あたりの評価項目（加算項目を除く）の合計点の60%を基準点とします。
採点の結果、1人でも基準点に達しない場合は不適格とします。

【表】プロポーザル評価表

評価項目	評価の視点	評価			採点			
		A (5点)	B (3点)	C (0点)	評価	掛率	評価点	配点
法人の概要	法人の経営状況、活動実績はどうか	優れている	十分である	劣っている		×2		10点
業務実施体制	業務実施体制は適切で、必要な人員が配置できているか	事業実現性が十分確保されている	事業実現性が確保されている	事業実現性が確保されていない		×2		10点
	配置予定者について、十分な業務経験等を有しているか	管理責任者を含め十分な経験等を有したものが複数配置されている	十分な経験等を有したものが配置されている	十分な経験等を有したものが配置されていない		×2		10点
提案内容	こども票と保護者票の紐づけについて、具体的かつ有効な方法が提案されているか	非常に効果的な提案となっている	効果的な提案となっている	効果的な提案とはいえない		×2		10点
	現行計画及び「こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン」の「目指すべき姿」及び「計画推進のための基本的な視点」の特徴を理解しているか	非常によく理解している	理解している	理解が不十分である		×2		10点
	次期計画策定につながる具体性のある調査項目の提案がされているか	非常に効果的な提案となっている	効果的な提案となっている	効果的な提案とはいえない		×3		15点
	単票でも有効なクロス集計が可能となる、効果的な質問項目等の提案がされているか	非常に効果的な提案となっている	効果的な提案となっている	効果的な提案とはいえない		×3		15点
	本調査を効果的な調査とするための分析方法等が提案されているか	非常に効果的な提案となっている	効果的な提案となっている	効果的な提案とはいえない		×3		15点
	次期計画の構成について、具体的かつ新たな視点が盛り込まれた提案となっているか	非常に効果的な提案となっている	効果的な提案となっている	効果的な提案とはいえない		×3		15点
	提案内容全体として、事業の実現性が確保されているか	事業実現性が十分確保されている	事業実現性が確保されている	事業実現性が確保されていない		×2		10点
作業スケジュール	具体的な作業スケジュールが想定されており、遅滞なく業務が遂行できるか	事業実現性が十分確保されている	事業実現性が確保されている	事業実現性が確保されていない		×4		20点
本事業と同種・類似業務の取組実績	提案者における本業務と同種・類似業務の実績	同種業務で3件以上の実績がある	同種業務で1件から2件の実績がある			×2		10点
小計								150点

評価項目 (加算項目)	評価の視点	評価			採点			
		A (1点)	B (0点)	C (0点)	評価	掛率	評価点	配点
ワーク・ライフ・バランスに関する取組	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定し、労働局に届け出ている ※従業員101人未満の場合のみ加算	該当している	該当していない			×1		1点
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定し、労働局に届け出ている ※従業員101人未満の場合のみ加算	該当している	該当していない			×1		1点
	次の認定のうち、いずれか1つ以上を取得している ・次世代育成支援対策推進法に基づく認定 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定 ・よこはまグッドバランス賞の認定	該当している	該当していない			×1		1点
	青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定を取得している	該当している	該当していない			×1		1点
障害者雇用に関する取組	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.5%の達成している（従業員40.0人以上）、又は障害者を1人以上雇用している（従業員40.0人未満）	該当している	該当していない			×1		1点
健康経営に関する取組	次の認定のうち、いずれか1つ以上を取得している ・健康経営銘柄、健康経営優良法人（大規模法人・中小規模法人）の取得 ・横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証	該当している	該当していない			×1		1点
小計								6点
合計								156点